

所在が不明の 株主はいませんか？

■ (1) 所在不明株主とは

所在不明株主とは、読んで字のごとく、所在がわからない株主です。株主が、転居をしたにもかかわらず、会社への届出をしていない場合や、会社の株主に相続が発生したにもかかわらず、当該株主の相続人が当該株式が遺産に含まれていることを把握しておらず、株主名簿の書き換えの請求をしていないこと等が原因となって生ずることがあるようです。

■ (2) 所在不明株主の権利

所在が不明の株主の場合、会社は、必要な通知等は株主名簿上の住所に行えば足りることになっています。しかし、所在不明株主であっても、株主としての権利は他の株主と変わりはありません。通知等は株主名簿上の住所に行わなければなりませんし、会社が剰余金の配当等をした場合、配当金は原則として持参債務であり(会社法第457条)、場合によっては、供託することも検討が必要となります。なお、株主に対する通知等は、5年以上継続して到達しない場合は、通知等は要しないとされています(同法第196条第1項)。

■ (3) 所在不明株主の解消

所在不明株主の解消の方法としては、会社法第197条の規定により、当該株主名義の株式を競売や任意売却し、その代金を所在不明株主に交付する方法があります。しかし、株主名簿上の住所に5年以上継続して通知等が届かないことや剰余金の配当を受領しないことが要件であり、実際にこの方法をとる場合は、そうした事実を裁判所に陳明する必要があります。よって、疎明資料をもれなく収集・保管する必要があります。「株主名簿」が適切に整備・管理されていないと、こうした方法もとることも難しくなります。「株主名簿」を整備することは、所在不明株主の解消の第一歩ということができるでしょう。

check5